

2022年1月12日

公益財団法人 MR 認定センター
理事長 高久史麿



MR 認定要綱の規定に基づいた MR に対する処分について

2022年1月11日に開催された第48回公益財団法人 MR 認定センター(以下「センター」という)理事会において、標記の件を審議した結果、下記のとおり決定したので、連絡します。

記

1. 審議事案

小野薬品工業株式会社の元社員2名が、贈賄の罪で懲役8カ月執行猶予3年の有罪判決を受けた件について、当該元社員2名は MR 認定証を保有することから、MR 認定要綱第36条の規定に基づいて、MR 認定証の取り扱いについて審議した。

2. 決定した処分

当該元社員の MR 認定証は2年間停止処分とし、即時 MR 認定証をセンターに返納すること。ただし、基礎教育について継続的に個人で学習し所定の課程を修了している場合は、基礎教育限定認定証を交付する。なお、正規の MR 認定証の交付を希望する場合は、2年間の停止処分後に企業において MR 職として活動を再開するために必要且つ十分な倫理教育として「MR 復帰プログラム」を受講し、センターが修了認定した後に交付申請をする必要がある。

3. 処分の理由

執行猶予3年であることから社会への更生を図ることを考慮し、MR 認定証の取り消し処分ではなく、停止処分とした。また、これまで知識として習得した基礎教育については、MR 学習ポータルを活用して維持することは可能であるので、MR 活動への復帰に向けた準備期間として当てられるよう期待する。

4. 企業への要請

MR に対する倫理教育は企業が責任を持って実施するよう MR 認定要綱及び細則で定められていることから、当該企業の総括教育研修責任者は、元社員が法に触れる活動により有罪判決を受けた事案を重く受け止め、次の事項をセンター理事長宛に2022年2月末日までに文書で提出するよう要請する。

- ①当該企業がこれまで実施してきた倫理教育の主な内容
- ②再発を防止するための倫理教育に関する具体的な充実強化策とその成果確認方法

以上

処分並びに要請に対する異議申し立てがある場合は、通知日より2週間以内にセンター理事長宛に文書で受け付ける。